

自分で出来る事が
増えるけど...
気をつける事も
増えるよ!



回答①

- 2002年4月1日以前に生まれた方
▶20歳の誕生日をもって新成人
- 2002年4月2日から2004年4月1日に
生まれた方▶2022年4月1日をもって新成人
- 2004年4月2日以降に生まれた方
▶18歳の誕生日をもって新成人

回答②

成年に達するとできるようになること

- ・携帯電話の契約をする
- ・賃貸契約
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む
- ・10年有効のパスポートの取得など

※成年に達すると「未成年者取消権」が行使できなくなり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。

回答③

クーリング・オフとはいったん契約申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。※ネットやテレビなど通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

クーリングオフできる期間について

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供	
訪問購入	20日間
連鎖販売取引 業務提供誘因販売取引	

回答④

20歳まではできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、
競艇の投票券(馬券など)を買うなど

消費者トラブルに
巻き込まれたら...

ど、どうしよ...



消費者ホットライン

188

大分市市民活動・消費生活センター

TEL 097-534-6145

大分市
LINE



ライフパル
消費生活啓発ページ



国民生活センター
若者の消費者トラブル
紹介ページ



お問い合わせ

大分市市民活動・消費生活センター

(ライフパル)

TEL 097-573-3770

<http://www.support-oita.jp/>

二〇二二年四月一日から
成年年齢が十八歳に
引き下げられました!

注意!
若者の契約
トラブルに



や、やばこ...

私たちの暮らしには
どのような変化が
あるのでしょうか?

質問①

未成年者はいつから新成人
(成年に達する)となりますか?

ライフパル
マスケット
キャラクターの
バルくんです



質問②

成年に達すると、どのような
ことができるようになりますか?



質問③

契約の再考ができる、
クーリング・オフってなに?

成年になるって
ワクワク...
ドキドキだよな



質問④

成年に達しても20歳まで
認められないことはありますか?



一回限りのお試しのつもりが…定期購入契約になっていた!

「化粧品が500円で試せる」というネット広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって再び同じ商品が届き、今度は7千円以上もの高額な請求書が入っていた。通信販売業者に電話で問い合わせると、「4回購入が条件の定期購入契約。そのことは画面に表示していた」と言われたが、申し込むときには気付かなかった。2回目以降を解約したい。



アドバイス

通信販売の場合、広告や規約に書かれた内容に従うこととなり、クーリング・オフの適用はありません。定期購入契約になっていないか、支払総額はいくらか、解約や返品は可能か等を事前によく確認しましょう。

簡単に高収入が得られる副業はありません! 情報商材のもうけ話にご用心。

ネットで副業を探していたら、「スマホで簡単に高収入が得られる!」との広告が出てきた。サイト業者のSNSに無料会員登録したら、「1日10分で月収10万円以上稼げる。100万円も夢ではない。」とのメッセージが届いた。詳しい説明を希望したら、サイト業者から「仕事のノウハウを30万円で教える。」と言われた。お金がないと断ろうとしたが、「誰でも簡単に儲かるのですぐに返済できる。サポート体制も万全だ。」と勧められたので、クレジットカードで決済して契約した。しかし、PDFで送られてきた情報は難しすぎて理解出来ず、業者のサポートもなかった。最初の説明と違うため、返金を申し出たが、「返金はできない。」と断られた。

アドバイス

情報商材とは、インターネットの通信販売などで、副業や投資等で高額な収入が得られるためのノウハウと称して販売されている情報のことです。情報商材は契約前に内容を確かめることが出来ないため注意が必要です。高額な契約を勧められたり、話が違ふと感じたらきっぱりと断りましょう。クレジットカードでの高額な決済や、借金をしてまで契約しないように注意しましょう。

マルチ取引! 友だちから誘われても断れますか? 若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意!

- 大学生の息子がFX自動売買ソフトのマルチ商法の契約をしていた。消費者金融を利用しており心配だ。
- 友人に誘われて説明会に行き、オンラインゲームのアカウントを取得するよう人を勧誘して稼ぐ副業の契約をしたが、不審なのでやめたい。
- マッチングアプリで知り合った男性に勧誘され、株の勉強会に入ったが儲からない。



アドバイス

- 実態や仕組みが分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない。
- 友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱり断りましょう。
- 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

若者が遭いやすい消費者トラブル事例

歩いていたら呼び止められて…その契約、本当に必要?

- ショッピングモールを歩いていたら、無料でウォーターサーバーをレンタルできると声をかけられ、月2回、水が届く定期宅配を契約した。しかし落ち着いて考えると、サーバーを設置したら部屋が狭くなるし、飲みきれないのでやめたい。
- 駅前で声をかけられて、Wi-Fiルーターを無料でもらえると聞いて通信も契約をしたが、料金の支払いが負担になるし、不要な契約だったのでやめたい。



アドバイス

- 「無料」や「プレゼント」という勧誘に惑わされず、本当に必要な契約かよく考えましょう。
- 契約期間や、契約金額、解約条件等の契約内容を事前によく確認しましょう。
- このような契約は、場合によっては一定期間クーリング・オフができることもあるので、問題が起きた時はできるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

無料体験のつもりが高額な契約に…エステに関するトラブル!

雑誌を見て美顔エステの無料体験に出かけた。体験後「今ならキャンペーンで1年間30万円のエステコースが特別に20万円で契約できます。きれいになるチャンスですよ。」と勧められ、断り切れずにクレジットの分割払いで契約した。その後、お店に行くたびに、次々と痩身エステや脱毛エステを勧められて契約してしまった。お店に行くともたまたま契約を勧められそうで怖い。クレジットの支払いも大変で困っている。解約したい。

アドバイス

一度だけ体験するつもりが長期間のコースを勧められたり、次々と別の契約を勧められるトラブルが起きています。最近では男性の脱毛エステのトラブルも増えています。その場の雰囲気や流れに流されず、安易に高額な契約をしないようにしましょう。契約期間が1ヶ月を超え、金額が5万円を超えるエステサービスは、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが出来ます。またそれを過ぎても中途解約(※注1)が可能な場合があります。トラブルが発生した場合は契約書等を準備して消費生活センターに相談しましょう。(※注1:クーリング・オフ期間を過ぎても、サービス提供期間内であれば中途解約が可能です。その場合のキャンセル料の上限額も法律で定められています。)

出会い系サイト「恋話(コイバナ)」にご用心!

- 知らない女性からのメールがきっかけで出会い系サイトに登録し、個人情報交換のために電子マネーでポイントを購入したが、騙されたようだ。返金して欲しい。
- 婚活アプリで知り合った男性に出会い系サイトへ誘導され、チャットルームでやりとりするための手数料などとして高額な費用を支払われた。騙されたと思うがどうしたらよいか。



アドバイス

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく読んでから利用しましょう。
- 個人情報を安易に提供しないようにしましょう。

賃貸アパート退去時のトラブル「修繕費が高すぎる」

転勤になり、住んでいた賃貸アパートを解約した。退去時に不動産会社と立ち会い確認はしなかった。数ヶ月後、17万円もの高額な修繕費を請求された。払わなければいけないのか。



アドバイス

通常損耗(使って減ること)を超えた損耗や借主の故意・過失(不注意)による損耗の場合には借主に原状回復の義務があります。交わされた契約書に原状回復の負担についてどのように記載されているか確認してください。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブル事例とガイドライン」も参考にしながら、納得できない請求については借主と話し合いましょう。入居時に現状の写真を撮り、損耗の有無を確認しておくのも重要です。退去時の点検には必ず立ち会い、修理の負担をその場で話し合いましょう。

便利なキャッシュレス決済、使い方に気を付けて

- スマホ決済、コンビニ後払い、クレジットカードのリボルビング払いなど、いろいろ使っていたら今月の給料で支払えなくなった。
- 毎月5千円の設定でクレジットカードのリボルビング払いを利用している。今月は3万円請求されたが払えない。
- 友人から「迷惑はかけないからクレジットカードを貸して欲しい。使った分は必ず払う。」と頼まれたのでカードを渡した。翌月利用代金の請求明細書が届いたが友人と連絡が取れない。

アドバイス

- 電子マネー、クレジットカード、コード決済、キャリア決済など、いろいろなキャッシュレス決済があります。現金がなくとも買い物ができたりポイントが貯まったりとメリットがある反面、計画なく後払い決済をしてしまうと支払いに困るという事態になりかねません。優先順位を考え計画的に買い物をする習慣をつけましょう。
- クレジットカードのリボルビング払いは、設定金額に関わらず現在の残高の幅によって返済額が決まる場合もあります(残高スライド方式)
- クレジットカードの管理責任は名義人にあり、他人が使ったからといって支払いを拒むことはできません。他人にクレジットカードを貸すのは絶対にやめましょう。